

三宅町デイサービスセンター 運営委託事業者募集要項

平成31年4月

三宅町社会福祉協議会

目 次

1	募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	募集に関する諸条件等	1
4	申請の手続き	1
	(1) 応募資格	
	(2) 提出書類	
	(3) 提出先、提出方法等	
	(4) 質問事項の受付等	
	(5) 留意事項	
5	運営委託事業者の選定方法等	3
	(1) 資格審査	
	(2) 運営委託事業者候補の選定等	
	(3) 審査基準等	
	(4) 協定の締結	
	(5) 協定が締結できない場合の措置等	
	(6) 引継ぎ	
	(7) 調査等	
6	その他	5
	(1) 業務が継続困難になった場合の措置等	
	(2) 応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等	
	(3) 業務の引継ぎ	
	(4) その他協議すべき事項	

1 募集の目的

社会福祉法人三宅町社会福祉協議会は、三宅町の住民にとって大切な居場所であり、重要な生活支援の場、施設である三宅町デイサービスセンターをより良く機能させ、また、安定した継続をはかるために、その管理運営業務を行う運営委託事業者の募集を行います。

2 施設の概要

- (1) 名称 三宅町デイサービスセンター（複合施設 保健福祉施設「あざさ苑」）
(2) 所在地 三宅町伴堂848番地の1
(3) 施設内容 多目的ホール、機能回復訓練コーナー、浴室(機械浴、介助浴含む)
厨房、便所、廊下等
(4) 建物概要 ① 開館 平成13年6月
② 構造 鉄筋コンクリート造3階建
③ 延床面積 3664.06㎡のうち
(デイサービスセンター 1448.26㎡、厨房 65.44㎡)

3 募集に関する諸条件等

- ① 詳細は、別添「三宅町デイサービスセンター運営委託仕様書」のとおりです。
② 問合せ先

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂848番地の1

社会福祉法人三宅町社会福祉協議会

電話番号 0745-43-2078

F a x 0745-43-2018

E-mail san-sya@pj8.so-net.ne.jp

4 申請の手続き

(1) 応募資格

- ① 奈良県内に事務所を置く、又は置こうとする法人等の団体であること。(法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。)
② 次に該当する法人等は応募することはできません。
ア 法人税、法人町民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納している法人等
イ 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続中である法人等
ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、三宅町における一般競争入札の参加を制限されている法人等
エ 役員に法律行為を行う能力を有しないもの、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)
オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

(2) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を三宅町社会福祉協議会に提出していただき、運営委託事業者の選定に必要な場合には、これらの書類以外の書類の提出や説明を求めることがあります。

- ① 運営委託事業者指定申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支計画書（様式3）
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去3箇年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録(以下「事業報告書等」という。)、ただし指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前々年度を含む過去3箇年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。任意団体においては、これらに類する書類。
- ⑦ 定款、寄付行為、規約その他これら属する書類
- ⑧ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- ⑨ 欠格事由に該当しない旨の申立書(様式4)
- ⑩ 過去3年間の法人税、法人町民税、消費税、及び地方消費税等の納税証明書
- ⑪ 過去2年間の労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）

(3) 提出先、提出方法等

- ① 受付期間等 平成 31 年 4 月 16 日 (火) ～ 5 月 10 日 (金)
午前9時～午後5時まで（土日祝は除く）
- ② 提出先 問合せ先(1ページ 3-②)に同じ
- ③ 提出方法 持参
- ④ 提出部数 正本1部及び副本5部(副本は複写可)を提出してください。
なお、提出書類は、パンフレット等を除きA4版で作成し、ファイルに綴じ提出して下さい。

(4) 現地説明会

運営委託事業者の募集にあたり、事前に現地説明会を開催します。なお、説明会では運営委託の質疑応答は行いません。

- ① 日時 平成31年 4月 22日 (月) 午前10時 ～ 正午
- ② 場所 三宅町保健福祉施設 あざさ苑
1階会議室 及び 3階デイサービスセンター
- ③ 申込方法 問合せ先(1ページ 3-②)に同じ
事前に窓口又は電話、FAXでお申し込みください。

(5) 質問事項の受付等

応募にあたって、ご質問がある方は、下記のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 平成31年 4月 22日 (月) ～ 4月 24日 (水)
- ② 受付方法 持参、またはFAXによる。(様式5 質問連絡票を使用のこと)
- ③ 提出先 問合せ先(1ページ 3-②)に同じ
- ④ 回答方法 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、三宅町社会福祉協議会のホームページに掲載し回答します。 URL:<https://miyake-shakyo.sakura.ne.jp>

(6) 留意事項

- ① 応募一団体に付き提案は一提案とします。
- ② 一度提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、三宅町社会福祉協議会が運営委託事業者の決定の公表等必要な場合には、無償で使用できるものとします。また、提出された書類等は個人に関する情報等を除き公開されることがあります。なお、提出書類は返却しません。
- ④ 申請等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

5 運営委託事業者の選定方法等

(1) 資格審査

申請書類の提出時に、三宅町社会福祉協議会において応募資格の適否について確認を行います。資格がないと認められた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わない。

(2) 運営委託事業者候補の選定等

- ① 運営委託事業者候補の選定は、選定委員会で、下記(3)の「審査基準等」により、各申請者の事業計画について審査を行い、各選定委員が付けた得点の合計点が最高の者を運営委託事業者候補とします。
- ② プレゼンテーション、ヒアリング等による面接審査を実施します。日時等については別途申請者に通知します。
- ③ 選定結果については、各申請者に書面で通知するとともに、三宅町社会福祉協議会のホームページに掲載します。
- ④ 運営委託事業者候補は、三宅町社会福祉協議会長が指定します。
なお、指定後速やかに通知するとともに、運営委託事業者と三宅町社会福祉協議会の間で協議のうえ協定を締結します。

(3) 審査基準等

選 定 基 準	審 査 項 目
住民等の平等な利用を確保すること	管理運営の基本方針
施設の設置目的、機能を踏まえた運営を行うこと	サービスの向上、利用促進に向けた取組
	安全・安心など危機管理に関する取組
	収支計画、維持管理計画の整合など適正で効率的な管理運営
事業計画に沿った管理を安定して行うこと	管理運営体制と職員の雇用
	経営基盤の安定
その他	知識、経験を有する人材の確保と施設の設置目的に沿った連携や事業の提案

(4) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項については、運営委託事業者と三宅町社会福祉協議会の間で協議のうえ協定を締結します。

協定の主な内容は下記のとおりです。

- ① 業務内容（業務仕様）に関する事項
- ② 管理の基準に関する事項
- ③ 事業計画書、事業報告書等に関する事項
- ④ その他必要と認める事項

(5) 協定が締結できない場合の措置等

運営委託事業者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、運営委託事業者としてふさわしくないと認められるとき

(6) 引継ぎ

運営委託事業者は運営委託期間の始期から円滑に業務が実施できるよう、協定締結後速やかに前事業者との間で引継ぎを行うものとします。

(7) 調査等

三宅町社会福祉協議会は、管理の適正を期するため、運営委託事業者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

運営委託事業者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務については、監査委員、包括外部監査人による監査の対象となる場合があります。

6 その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置等

運営委託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに三宅町社会福祉協議会に報告しなければなりません。その場合の措置は次のとおりです。

なお、運営委託事業者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を三宅町社会福祉協議会が了知した場合も同様とします。

① 運営委託事業者の責めに帰すべき事由による場合

三宅町社会福祉協議会は運営委託事業者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求め、運営委託事業者がその期間内に改善することができなかった場合等には、三宅町社会福祉協議会は運営委託事業者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

② 指定が取り消された場合等の賠償

上記①により運営委託事業者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、運営委託事業者は、三宅町社会福祉協議会に生じた損害を賠償しなければなりません。

③ 不可抗力による場合

不可抗力その他三宅町社会福祉協議会又は運営委託事業者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、三宅町社会福祉協議会と運営委託事業者は、業務の継続の可否等について協議を行うものとします。

(2) 応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等

① 運営委託事業者が、「4 申請の手続き (1) 応募資格 ② ア～エに掲げる要件」に該当することとなった場合又はその恐れが生じた場合

三宅町社会福祉協議会は運営委託事業者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、運営委託事業者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、三宅町社会福祉協議会は運営委託事業者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

② 運営委託事業者が、「4 申請の手続き (1) 応募資格 ② オ」に該当することとなった場合

三宅町社会福祉協議会は直ちに運営委託事業者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

③ 指定が取り消された場合等の賠償

上記①～②により運営委託事業者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、運営委託事業者は、三宅町社会福祉協議会に生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 業務の引継ぎ

指定の取り消しにより、次期運営委託事業者に業務を引き継ぐ場合には円滑な引き継ぎを行わなければならないものとします。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、三宅町社会福祉協議会及び運営委託事業者が誠意を持って協議するものとします。